

プレスリリース

平成17年3月30日
農林水産省生産局

「果樹農業振興基本方針」の公表について

果樹農業振興特別措置法第2条に基づき、3月25日に策定した「果樹農業振興基本方針」について、本日別添のとおり [PDF] 公表いたします。

【問い合わせ先】

生産局果樹花き課企画班
担当：中 村・宮 嶋
〒100-8950
東京都千代田区霞が関1-2-1
電話 03-3502-8111（内3622）
直通 03-3501-3081

果樹農業振興基本方針

平成17年3月25日
農林水産省

第1 果樹農業の振興に関する基本的な事項

我が国の果樹農業は、限られた国土の中で中山間傾斜地を中心に立地し、付加価値の高い農業を展開しているが、高齢化の進展や耕作放棄地の増加等生産基盤の脆弱化が進んでいる。

果実は、国民に豊かで潤いのある食生活をもたらすとともに、健康の維持に欠くことのできないビタミン、ミネラル、食物繊維等各種の栄養成分や機能性成分の重要な供給源であるが、国民の健康志向が高まる中で、これらに対する認識が高まっている。

しかしながら、近年の果実及び果実製品の需要については、概ね横ばいで推移しており、特に若年層を中心とした食の簡便化志向の強まりを背景とする果実離れ等により、需要が伸び悩んでいる状況にある。

今後の果樹農業については、このような状況の下、豊かな食生活、健康の維持増進を図る上で欠くことのできない果実の重要性を踏まえ、担い手が中心となって多様な消費者ニーズに的確に対応した生産・販売活動が行えるよう、次の事項を基本として、果樹産地の構造改革等を進めることとする。

1 国際化の進展に対応した産地構造の改革

果樹農業については、これまで、産地において、担い手の明確化や生産から出荷・販売まで一貫した方針を持った取組が必ずしも行われていなかったことに加え、後継者不足や高齢化の進展、基盤整備や担い手の規模拡大の遅れにより、生産基盤の脆弱化が見られる状況となっている。

今後、国際化の進展や食料消費の多様化に対応し、果樹農業の継続・発展を図るためにには、消費者ニーズの動向に即した果実の生産を推進することが必要である。また、果樹農業が集出荷施設等を核として産地を形成し、産地ごとに特色を持った取組が行われていることを踏まえ、目指すべき産地の姿を明確にした上で、戦略的な生産・販売により競争力のある産地を構築する必要がある。

(1) 果樹産地構造改革計画の策定

産地自らが、具体的な目標とそれを実現するための戦略を内容とする「果樹産地構造改革計画」(以下「産地計画」という。)を策定する必要がある。産地計画には、量販店との契約による低コストかつ安定的な果実の生産、高品質化の追求による高価格販売の推進、観光果樹園や直販による農村都市交流等、多様な戦略の選択肢の中から目指すべき産地の姿を明確に位置づける。次に、これを実現するための取組として「合意形成のための体制」、「担い手の明確化」、「担い手への園地集積の取組方法」、「園地基盤の整備」、「販売戦略」等を定めるものとする。

産地計画の策定に当たっては、関係機関が十分連携した合意形成のための検討体制(生産者、農業協同組合、市町村、普及センター、農業委員会等関係者による産地協議会)の下で進める。その際、国や県は、産地計画策定のための目安の提示を、市町村は、指導・調整等を行うことが必要である。

(2) 担い手の育成・確保

果樹産地においては、産地ごとに多様な経営体がそれぞれの役割を担いつつ、特色のある取組を行っているという、果樹農業の実態を踏まえ、認定農業者制度を基本とし、産地自らが策定する産地計画において担い手とその育成方法を明確にするものとする。また、担い手以外の農業者の役割も明確にするものとする。

その場合、農業所得が主で、主に農業に従事している60代までの者が存在する農家(主業農家に準じた概念)を中心に担い手を明確にする。加えて、「新規参入者」、「農業生産法人へ発展していくことが見込まれる生産者組織」等、今後と

も継続して果樹農業を担っていく多様な経営体についても、担い手に位置づけるよう配慮が必要である。

(3) 産地計画に基づく生産基盤の構造改革

産地計画に基づく、園地の基盤整備、担い手への集積及び労働力の確保については、担い手の育成に資する観点から、これらの取組を効率的に組み合わせた一体的な取組を推進するものとする。

特に、園内道整備、園地の傾斜緩和等の基盤整備に当たっては、優良品目・品種への転換、省力・低成本技術の導入と併せて推進するものとする。

また、担い手に園地を集積するため、園地の傾斜、土壤条件等の園地情報を的確に把握・整備しつつ、園地の貸借を推進する体制の充実を図るものとする。

さらに、個人単位での雇用の確保には限界があるため、産地において労働力を調整するシステムの構築を図るものとする。その場合、産地内外の労働力を検討するとともに、多品目の複合経営、加工や観光果樹園等を含めた経営の多角化による労働力分散も視野に入れるものとする。

(4) 需要に見合った果樹生産の推進

近年、国際化の進展や食料消費が多様化する中、食べやすさ、おいしさ、多様な品目へのニーズが高まっており、これに的確に対応する生産供給体制の確立が必要であり、これに対応する上で優良な新品種の効果的な導入が求められている。

このため、産地計画で定める販売戦略の下、消費者ニーズに沿った品目・品種構成への転換等が必要である。具体的には、供給過剰が見込まれる品目・品種を対象に、改植等を積極的に推進するものとする。

この場合、国産果実の端境期需要（4～6月）に対応した優良晚かん類等への転換を促進すること、販売サイドと連携して「旬」や「品質の良さ」等を強調するため、品質管理の高度化によるブランド化を推進すること等、産地の実情に即した取組を進める。

なお、高品質、食べやすさに着目した新品種の育成・導入を促進し、品目・品種の多様化を図ることが重要である。

2 担い手の経営改善

国産果実の需要が伸び悩む中、特に、うんしゅうみかん、りんごについては、生産量・品質の変動により価格が不安定であることから、平成13年度から18年度までを計画期間として、適切な需給調整を実施するとともに、それでもなお価格が基準を下回った場合には価格補てんを行う「需給調整・経営安定対策」を実施してきたところである。

(1) 需給調整の適切な推進

需給調整・経営安定対策の実施により、生産調整については、おおむね計画に近い水準を実現し、うんしゅうみかんでは隔年結果が是正されつつあるなどの成果が見られる。

しかし、生産出荷目標量の一律配分により高品質果実を生産する担い手の生産意欲が減退しており、また、一時的な出荷集中も見られ価格低下の要因となっている。

平成18年度まで実施する需給調整対策においては、これらの課題に対処するため、生産出荷目標量の配分方法の改善により、担い手の生産拡大の促進等の運用改善を行う。加えて、構造的な過剰感のあるうんしゅうみかん等について、国産果実の端境期需要に対応した優良晚かん類等への転換、条件不利園地の廃園を進めるものとする。

平成19年度以降についても、引き続き生産者団体が中心となった需給調整が不可欠である。その場合、うんしゅうみかん等については、構造的な供給過剰の改善を引き続き推進するものとする。

さらに、うんしゅうみかん、りんごについて、一時的な出荷集中がある場合は、生産者団体の主導により生食用果実を加工用途に仕向ける措置を講じる必要がある。

また、その他の品目についても、これまでと同様、需要に見合った生産のための生産者団体主導の需給調整を実施することが必要である。

(2) 担い手への経営支援の推進

経営安定対策については、価格低落時の補てんにより担い手の経営安定に寄与しているものの、低品位果実の出荷による販売環境の悪化、毎年補てん対象となる県の存在等の課題に対応することが必要となっている。

このため、平成18年度まで実施する経営安定対策においては、流通コストを下回って出荷される低品位果実について、補てんの対象から除外し、価格低下を防止する等、担い手の経営安定に資するような運用改善を行うものとする。また、気象災害による収量・品質低下により収入減を招く果樹の特性を踏まえて制度の改善が進められてきた果樹共済(特に災害収入共済方式)が、農業者のセーフティネットとして機能していることを踏まえ、その加入を促進するものとする。

平成19年度以降においては、適切な需給調整対策の実施を前提に、経営安定対策について、担い手の経営基盤の強化を支援するため、産地計画に即して行う小規模な基盤整備、園地の流動化、改植等による優良品目・品種への転換等に対する支援対策への移行を目指すものとする。併せて、経営安定を図る観点から、気象災害による減収を補てんする果樹共済への一層の加入を促進するものとする。

なお、平成19年度以降の需給調整、担い手への経営支援に関しては、その実効性を確保することが必要である。特に、経営支援対策は地域や品目に応じて必要とする対策内容が異なることから、具体的な内容・仕組みについて更に検討を行うこととする。

3 国産果実の需要維持・拡大

果実等の摂取量は、生活スタイルの多様化等による食の外部化、簡便化志向等が進展する中、近年横ばい傾向で推移しているものの、「第6次改定日本人の栄養所要量 - 食事摂取基準 - の活用(平成12年)」で目安とされた1日当たり目標摂取量150gを満たしていない。加えて、世界的に見ても摂取量は少なく、特に若年層で極端に少ない状況にある。

このため、平成13年度から「毎日くだもの200g運動」(1日当たり目標摂取量(可食部)150gに皮・芯等廃棄部分を含めると概ね200g)を展開しているが、若年層や男女別のニーズに応える取組が十分でなかった。さらに、生産者及び生産者団体と量販店等販売サイドとの連携した消費者への情報提供が不足していた。

今後は、消費者が果実を摂取することの重要性を再認識する取組、消費者ニーズの多様化に対応した的確な情報提供、果実の重要性を次世代へ伝えるとの観点に立った食育への取組が重要であることを踏まえ、次の事項について重点的に取り組む必要がある。

(1) 毎日くだもの200g運動の効果的な推進

「毎日くだもの200g運動」の各種取組(マスメディア、シンポジウム、イベント等)間の連携と取組対象者の重点化等を図り、年代別、男女別、目的別に果実の健康機能性、摂取目標量及び選び方・食べ方の情報提供の取組を一層、効果

的に推進するものとする。

(2) 消費者への情報提供と関連産業との連携

生産者、生産者団体においては、卸売市場や量販店等の販売サイド、外食産業等関連産業と連携し、多様な消費者ニーズを踏まえた販売戦略を構築することとする。さらに、品質、食べ頃、トレーサビリティ・システム等を通じた安全に関する情報を、コスト負担にも配慮しつつ、消費者に的確に提供する取組が必要である。

また、国産果実の外食への導入、コンビニエンスストアでの販売、カットフルーツとしての活用などの取組を推進するものとする。

(3) 食育と連携した取組

幼稚園、保育所等幼少期からの国産果実摂取の定着化の推進、果実の健康機能性等の児童生徒及びその保護者への理解の促進を図ることが必要である。その一環として、産地ごとに学校給食関係者や教育委員会と連携して、学校給食への国産果実の定着化を推進するものとする。

これらの取組に当たっては、農林水産省、文部科学省、厚生労働省等が行う食育の推進と連携を図るものとする。この場合、体験学習の場として果樹園の活用も推進するものとする。

4 国産果実の輸出振興

果樹農業の活性化を図るため、所得が向上している東アジア等を対象に、高品質である国産果実の特性を活かし、輸出を強力に推進する必要がある。しかしながら、果実の輸出については、産地が個別に対応しており、また、安価な外国産果実との競争が激化している状況にある。

このため、生産者団体、都道府県、独立行政法人日本貿易振興機構等関係機関が連携し、輸出に必要な情報の効率的な収集と共有化を図りつつ、輸出を一体的に推進するための体制を整備することが必要である。その上で、高品質な国産果実の優位性を活かした、新たな市場開拓や日本産ブランドとしての統一した出荷表示等を推進するものとする。

また、継続的かつ安定的な輸出を戦略的に推進するため、産地間の連携、集出荷・貯蔵体制の整備を推進するものとする。

なお、輸出の促進に当たっては、各国の輸出阻害要因を分析し、輸出環境改善の努力を強化すること等が必要である。

第2 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標

1 果実の需要の長期見通し

近年、果実及び果実製品の消費がほぼ横ばい傾向にある中、今後10年間で人口の減少が見込まれることを考慮する。その上で、今後の望ましい食料消費の姿として、

- (1) 消費者や食品産業等関係者に健全な食生活のあり方や農産物・食品に関する情報を探求し、特に若年層で見られる果物離れに対してより積極的に食生活の見直し等に取り組むこと
- (2) そのための運動として「毎日くだもの200g運動」が定着することを前提とし、果実の種類ごとに見込むこととする。

2 果実の生産の目標

需要の長期見通しに即して、国産果実の生産・流通体制を確立し、需要に即した生産の展開を図るため、

- (1) 担い手の育成・確保、生産性向上への取組を計画的に行う産地の育成
- (2) 食べやすいもの、おいしいもの、多様なものを求めるニーズの高まり等果実の消費動向の変化に対応できる低コスト生産・供給体制の確立

等の課題が解決された場合に実現可能な生産数量とそれを達成するための栽培面積の水準を生産努力目標として、果樹の種類ごとに設定する。

(単位：千トン、ha)

区 分 果樹の 種類	国内消費仕向量		国内生産量		栽培面積 平成27年度 目標
	平成15年度	平成27年度 望ましい食料 消費の姿	平成15年度	平成27年度 生産努力目標	
うんしゅうみかん	1,108	895	1,146	915	43,300
その他かんきつ	2,371	2,406	435	600	35,600
りんご	1,365	1,354	842	885	40,200
ぶどう	582	636	221	240	20,600
なし	371	411	366	410	18,600
もも	233	245	157	167	11,100
とうとう	39	45	19	27	5,700
びわ	9	10	9	10	1,900
かき	273	291	265	290	25,000
くり	54	51	25	21	19,900
うめ	177	236	88	134	18,400
すもも	87	105	23	27	3,200
キウイフルーツ	88	91	37	45	3,000
パインアップル	318	301	11	11	500
計	7,075	7,077	3,644	3,782	247,000

<参考> 政令指定品目以外の果実分を加えた果実全体の姿

国内消費仕向量		国内生産量		栽培面積
平成15年度	平成27年度 望ましい食料 消費の姿	平成15年度	平成27年度 生産努力目標	平成27年度 目標
8,366	8,322	3,678	3,826	255,300

(注) 15年度は、速報値である。

第3 栽培に適する自然的条件に関する基準

高品質な果実生産を確実に図る観点から、果樹栽培に適する地域における平均気温、冬期の最低極温、低温要求時間及び降水量に関する基準並びに気象被害を防ぐための基準を果樹の種類ごとに設定する。

なお、やむを得ず基準を満たさない地域において栽培する場合には、あらかじめ十分な対策を講じ、気象被害の発生を防止し、高品質な果実生産が確保されるよう努めるものとする。

区分 果樹の種類		平均気温		冬期の 最低極温	低温要求時間	降水量	気象被害を防ぐための基準
		年	4月1日～ 10月31日				
かんきつ類の果樹	うんしゅうみかん	15 以上 18 以下		-5 以上			腐敗果の発生や品質低下を防ぐため、11月から収穫前において降霜が少ないこと。
	いよかん、はっさく	15.5 以上					
	ネーブルオレンジ、甘夏みかん、日向夏、清見、不知火、ぽんかん、きんかん	16 以上					す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前において-3 以下にならないこと。
	ぶんたん類	16.5 以上		-3 以上			
	たんかん	17.5 以上					す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前において-2 以下にならないこと。
	ゆず	13 以上		-7 以上			傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風の発生が少ないこと。
	かぼす、すだち	14 以上		-6 以上			
	レモン	15.5 以上		-3 以上			す上がり等の品質低下を防ぐため、11月から収穫前において降霜が少ないこと。 傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風の発生が少ないこと。
りんご		6 以上 14 以下	13 以上 21 以下	-25 以上	1,400時間以上	1,300mm以下	
ぶどう		7 以上	14 以上	-20 以上 欧洲種について -15 以上	巨峰については500時間以上	1,600mm以下 欧洲種については1,200mm以下	枝枯れや樹の倒壊を防ぐため、凍害及び雪害を受けやすい北向きの傾斜地での植栽は避けること。
なし	日本なし	7 以上	13 以上	-20 以上	幸水については800時間以上	二十世紀については 1,200mm以下	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 花器の障害を防ぐため、開花期において降霜が少ないこと。
	西洋なし	6 以上 14 以下	13 以上	-20 以上	1,600時間以上	1,200mm以下	
もも		9 以上	15 以上	-15 以上	1,000時間以上	1,300mm以下	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。
おうとう		7 以上 14 以下	14 以上 21 以下	-15 以上	1,400時間以上	1,300mm以下	新梢の枯死を防ぐため、発芽期において降霜が少ないこと。
びわ		15 以上		-3 以上			
かき	甘がき	13 以上	19 以上	-13 以上	800時間以上		枝折れを防ぐため、新梢伸長期において強風の発生が少ないこと。 新梢の枯死を防ぐため、発芽期において降霜が少ないこと。
	渋がき	10 以上	16 以上	-15 以上			枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 枝折れを防ぐため、新梢伸長期において強風の発生が少ないこと。 新梢の枯死を防ぐため、発芽期において降霜が少ないこと。
くり		7 以上	15 以上	-15 以上			新梢の枯死を防ぐため、発芽期において降霜が少ないこと。
うめ		7 以上	15 以上	-20 以上			枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。
すもも		7 以上	15 以上	-18 以上	1,000時間以上		花器の障害及び幼果の落果を防ぐため、開花期から幼果期において降霜が少ないこと。
キウイフルーツ		12 以上	19 以上	-7 以上			新梢の枯死を防ぐため、発芽期において降霜が少ないこと。 枝折れを防ぐため、新梢伸長期において強風の発生が少ないこと。
パインアップル		20 以上		7 以上			

(注) 1. 表中に品種の記載がある場合にあっては当該品種、それ以外にあっては一般に普及している品種及び栽培方法によるものとする。

2. かんきつ類の果樹については、冬期の最低極温を下回る日が10年に1回又は2回程度発生してもさしつかえないものとする。

3. 低温要求時間とは、当該地域の気温が7.2 以下になる期間の延べ時間である。

4. 上記の基準については、最近20年間の気象観測記録により評価する。

第4 近代的な果樹園経営の基本的指標

1 目標とすべき10アール当たりの生産量、労働時間及び機械の適正利用規模

生産性の高い果樹園経営を実現することを旨として、単収、労働時間及び機械の適正利用規模に関する指標を果樹の種類ごとに設定する。

区分		10アール当たり 生産量	10アール当たり 労働時間	機械の適正 利用規模	摘要
かんきつ類の果樹	うんしゅうみかん	キウラム 3,100 5,500 3,400 3,200 3,600	時間 87 460 123 105 132	ヘクタール 5 5 5 10 15	隔年交互結実栽培、傾斜地用作業機 樹冠上部摘果、加温施設栽培 樹冠上部摘果、傾斜地用作業機 樹冠上部摘果、中型化ドスマーレヤー 樹冠上部摘果、多目的スマリンクラー(傾斜地)
	なつみかん	4,500 4,500	121 106	5 10	傾斜地用作業機 中型化ドスマーレヤー
	はっさく	3,600 3,600	112 98	5 10	傾斜地用作業機 中型化ドスマーレヤー
	いよかん	2,700 2,700	111 93	5 10	傾斜地用作業機 中型化ドスマーレヤー
	りんご	3,000 3,600	180 156	10 10	普通栽培 わい化栽培
	ぶどう	小粒系	1,800 1,800 1,800	180 280 314	露地栽培 無加温施設栽培 加温施設栽培
			1,500 1,500 1,500	187 294 317	露地栽培 無加温施設栽培 加温施設栽培
			1,500 1,500 1,500	187 294 317	露地栽培 無加温施設栽培 加温施設栽培
	なし	青なし 赤なし 西洋なし	294 166 219	10 10 10	
もも		2,300	147	10	
おうとう		600	173	10	雨よけ施設栽培
びわ		1,300	234	10	
かき		2,000	114	10	
くり		350	49	10	
うめ		1,800	97	10	
すもも		3,000	164	10	
キウイフルーツ		2,500	192	10	
パインアップル		6,000 6,000	38 108	5 5	露地栽培 無加温施設栽培

(注) 1. りんごはふじ、ぶどうのうち小粒系はデラウェア(ジベレリン処理)、大粒系は巨峰、なしのうち青なしはおさゴールド、赤なしは幸水、ももは白鳳、おうとうは佐藤錦、かきは富有によるものとする。

2. 10アール当たり生産量及び労働時間は、成園に係るものである。
3. 機械の適正利用規模については、「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」(平成15年7月17日農林水産省告示第1048号)に準ずるものとする。

2 効率的かつ安定的な果樹園経営の指標

果樹農業の持続的な発展を図るために、効率的かつ安定的な農業経営（主たる農業従事者の年間労働時間が他産業従事者と同等であり、主たる従事者1人当たりの生涯所得が他産業従事者と遜色ない水準を確保し得る生産性の高い営農を行う経営）を育成し、これらの農業経営が果樹生産の相当部分を担う農業構造を確立することにより、生産性の高い果樹農業を展開することが必要である。

このため、育成すべき経営体の具体的な姿として、代表的な経営類型ごとに経営指標を示す。

		かんきつ		りんご	ぶどう	なし	果樹複合	観光果樹園
		関東以西		東北・東山	南東北以西	南東北以西	南東北以西	南東北以西
技術体系	傾斜地用作業機、摘果剤、樹冠上部摘果の導入による連年安定生産	傾斜地用作業機、摘果剤、樹冠上部摘果の導入による連年安定生産	スピードスプレーヤー、摘果剤、樹冠上部摘果の導入による連年安定生産	わい化栽培、訪花昆虫による受粉、高所作業車	施設栽培の組合せ	省力型棚栽培、人工受粉機	もも低樹高栽培、フェロモン剤、高所作業車	熟期の異なる品種の組合せによる収穫期間の長期化
経営規模ha	2.7	2.2	2.4	2.4	1.8	2.5	1.5	1.6
作付面積ha	うんしゅうみかん 極早生 0.9 早生 0.9 普通 0.9	うんしゅうみかん 極早生 0.5 早生 0.5 普通 0.5 不知火 0.7	うんしゅうみかん 極早生 0.5 早生 0.5 普通 0.6 不知火 0.8	つがる 0.6 ナシサイト 0.6 ふじ 1.2	巨峰 露地 0.7 無加温 0.2 加温 0.2 ピオネ 露地 0.7	幸水 豊水 新高 0.5 巨峰 0.5 新高 0.5 ピオネ 0.5 白鳳 0.15 川中島白桃 0.15	ぶどう 巨峰 0.5 新高 0.5 ピオネ 0.5 白鳳 0.15 川中島白桃 0.15	テラウア 0.4 巨峰 0.4 ピオネ 0.4 甲斐路 0.4
生産性	単収kg	うんしゅうみかん 3,000 (101)	うんしゅうみかん 3,000 (101)	うんしゅうみかん 2,800 (94)	りんご 3,100 (132)	ぶどう 1,200 (98)	なし 2,500 (99)	ぶどう 1,200 (98) 巨峰 1,200 (98) もも 1,800 (102) 甲斐路 1,200 (98)
	10アール当たり時間	うんしゅうみかん 123 (58)	うんしゅうみかん 123 (58)	うんしゅうみかん 105 (49)	りんご 156 (65)	ぶどう 露地 187 (40) 無加温 294 (-) 加温 317 (-)	なし 166 (51)	ぶどう 187 (40) 巨峰 276 (60) もも 147 ピオネ 306 (48) (66) 甲斐路 314 (68)
	10アール当たり費用合計千円	うんしゅうみかん 329 (65)	うんしゅうみかん 350 (69)	うんしゅうみかん 320 (63)	りんご 432 (87)	ぶどう 露地 588 (59) 無加温 838 (-) 加温 1,159 (-)	なし 524 (67)	ぶどう 552 (55) 巨峰 886 (88) もも 565 ピオネ 886 (79) (88) 甲斐路 886 (88)
労働時間	1人当たり従事者時間	1,850×1人	1,900×1人	1,900×1人	2,000×1人	2,000×1人	2,000×1人	1,700×1人 1,950×1人
	労働時間補助的従事者時間	850×1人	800×1人	550×1人	1,000×1人	1,000×1人	900×1人	650×1人 1,200×1人
	雇用労働時間時間	500	0	0	650	800	1,050	250 1,100
	総労働時間時間	3,200	2,700	2,500	3,700	3,800	4,000	2,600 4,300
(参考試算値)	粗収入万円	1,250	1,100	1,150	1,350	1,550	1,650	1,200 1,900
	経営費万円	650	500	500	800	950	1,050	550 1,150
	主たる従事者万円	600	600	650	600	600	600	650 750
	1人当たり所得							

(注) 1. 技術水準については、現時点で一定程度の普及が見込め、10年後には一般化する見通しのあるものとし、また、農業の自然循環機能の維持・増進に資するものを極力見込んでいる。

2. 10アール当たりの単収については、成園化率を考慮し、経営面積で平均したものである。
3. 10アール当たり労働時間は、成園における労働時間であり、観光果樹園については、直売や顧客管理等に係る時間を加算したものである。
4. 単収欄の()内は、平成11~14年の平均単収(野菜・果樹品目別統計から試算)を100とした場合の指数である。
5. 労働時間欄の()内は、平成14年労働時間(野菜・果樹品目別統計)を100とした場合の指数である。
6. 費用合計欄の()内は、平成14年の野菜・果樹品目別統計から試算した費用合計を100とした場合の指数である。
7. 総労働時間は、四捨五入の関係で主たる従事者、補助的従事者及び雇用労働時間の合計と一致しないところがある。
8. 参考試算値において、労賃、果実価格については近年の水準を前提として試算したものであり、粗収入は四捨五入の関係で経営費及び所得の合計と一致しないところがある。

第5 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項

1 果実の流通の合理化

(1) 販売・流通形態の変化に応じた販売の推進

流通ルートや販売形態の多様化等の変化に対応し、消費者に信頼性の高い商品を供給するため、品質管理体制の一層の強化を図るものとする。

また、産地自らが果実専門店、量販店等多様な販売形態に即して果実の品質や出荷形態を見直すなどの取組を戦略的に進める。特に、卸売市場法の改正に対応して、流通業者、販売業者等との連携のもとでブランド品等を活用しつつ、多様化する流通ルートを活用した積極的な販売に取り組むものとする。

(2) 流通コストの低減

流通面でのコスト低減を進める観点から、現行の外觀を重視した果実の全国標準規格の廃止を含め、生産出荷団体による果実の出荷規格の見直しを検討する。

また、環境負荷の低減を図る観点から流通形態を見直すとともに、リサイクル可能な通いコンテナ等を使用した流通システムの確立を図りつつ、その導入等の取組を促進するものとする。

なお、流通コストの低減の推進に当たっては、各段階でのコストを明確化するとともに、産地においてもコスト意識をもって流通コストの低減に取り組むことが必要である。

さらに、生産から小売りまでの一貫した取引の電子化を進めつつ、電子タグ等の活用により、取引情報と物流の合理化を推進するものとする。

2 果実の加工の合理化

(1) 高品質果実製品の生産

今後とも果樹生産に伴い不可避的に発生する加工原料用果実を利用するため、ストレート果汁等の高品質果実製品の生産を促進するとともに、加工原料用果実を安定供給するため、生産者団体と加工業者との長期取引契約を引き続き推進するものとする。

また、果汁以外の果実製品についても、果皮等に含まれる有効成分の抽出等の研究開発を進め、新規需要の開拓を図るとともに、国産果実製品としてのブランド化を進めることが必要である。

(2) 果汁工場の再編・合理化

みかん果汁工場は、低価格で輸入されるオレンジ果汁の影響で販売環境が悪化し、経営が厳しいことから、コストの低減、高品質果汁生産へのシフト等を推進するとともに、搾汁量が減少している工場は、再編も視野に入れた合理化を図る。

また、健康志向に見合った需要を開拓するため、機能性成分を損なわないような製品開発の推進や、加工に適する原料果実の確保や製造・保管における高度管理システムの導入を図るものとする。

(3) 原料原産地表示の推進

果実飲料の原料原産地表示の義務化について引き続き検討するとともに、当面は製造業者が強調表示するよう推進するものとする。

また、国産果実製品に含まれる健康機能性成分等を、消費拡大の観点から積極的にPRすることも重要である。

第6 その他必要な事項

1 食の安全及び消費者の信頼の確保、環境保全の推進等

食の安全や環境問題に対する国民の関心の高まりに対応するため、たい肥の施用等の果樹生産の基盤となる土づくりを基本とし、化学合成農薬の使用を減少させるフェロモン剤や草生栽培などを取り入れた持続性の高い農業生産方式の導入を推進する。また、これに取り組む農業者(エコファーマー)の育成、新技術の開発を引き続き推進するとともに、食品安全のためのGAP(適正農業規範)の導入・普及に対する積極的な取組を推進するものとする。

さらに、加工残さ等の未利用有機性資源の飼料、たい肥等への活用を推進し、環境負荷の低減等循環型社会の形成を図るものとする。

加えて、鳥獣害被害の低減に向けた個体数管理、被害防止対策等について、一体的な取組を推進するものとする。

2 多面的機能の発揮

果樹農業は、果実の生産供給だけでなく、その生産活動を通じた「保健休養・やすらぎ・いやし」、「農業体験活動の場の提供」、「良好な景観の形成」等の多面的な機能を発揮しており、国民からの期待も大きなものとなっている。

これらの機能は、持続的な生産活動を通じて発揮されるものであることから、中山間地域等直接支払制度等を活用しつつ、果樹農業の持続的発展を図るとともに、観光農園などの都市農村交流等を通じた農村の振興を図り、多面的機能の一層の発揮に努めることとする。

3 低コスト・高品質生産技術の推進

消費者ニーズに対応した果実を低成本で生産するため、現在普及しつつある低樹高仕立て栽培等の省力化技術の導入、多品目・多品種経営による出荷時期の分散を推進するとともに、試験研究機関と連携し実用性の高い技術の開発により、生産の省力化・低成本化を促進するものとする。

また、品質の高い新品種の導入、マルチ栽培、土づくり等による品質向上のための取組を推進するものとする。

(参考)

果樹産地構造改革計画の考え方及び内容

果樹産地構造改革計画の考え方

1 対象となる果樹、産地

対象となる果樹は、政令指定13品目を中心とするが、その他の果樹も対象とする。13品目以外の品目については、都道府県果樹農業振興基本計画における振興品目に位置づけられるものを対象とする。

対象となる産地の範囲は、原則として集出荷施設を核として一体的に生産出荷を行っている生産出荷組織、又は同一の地域で共通する主産品目を生産する地縁的な集団とする。計画の実効性の高い範囲を産地で設定する。

2 計画策定主体（検討体制）

計画策定主体（検討体制）は、原則として、生産者の代表者、農業協同組合、市町村、普及センター、農業委員会等により組織する産地協議会とする。

計画策定については、ボトムアップで行う。

3 産地計画の内容

目標年次（原則として5年間とする）

目指すべき産地の姿（理念）

産地の合意形成のための内容

産地の現状を踏まえた目指すべき産地の姿（目標）

及び目標達成のための手段（右表）

4 産地への支援・計画の評価

国による産地への支援は、原則として、産地計画の策定、実行を要件とするが、支援を行った場合には、一定期間後に、計画の達成状況について評価を行う。

評価の方法等については、果樹が永年性作物であることの特性に留意する。

中山間地域等直接支払制度については、計画内容の整合を図るとともに、計画策定から評価までの一連の流れについて参考にする。

《果樹産地構造改革計画の内容（個別事項のイメージ）》

	現状	目指すべき姿（目標）	目標達成のための手段
人的体制	規模別、年齢別、主副業別農家戸数、従事者数（うち認定農業者） 後継者の確保状況	担い手の明確化 担い手の考え方、担い手以外の産地構成員の役割 担い手数の目標 認定農業者数の目標 新規就農者数の目標	担い手の支援手段 認定農業者の育成手段 新規就農者の確保・育成手段
販売体制	ブランド品の状況、ブランド率	販売戦略 直販、市場等出荷の目標 ブランドの考え方、ブランド率の目標	販売体制の改善手段 販売促進の手段
生産体制	園地の傾斜、土壤条件 放任園地の状況 園地集積の状況	園地の明確化 維持する園地、廃園する園地の明確化 園地集積 担い手の園地面積の目標 (全園地面積とそのうち担い手の園地面積の目標)	担い手への園地集積計画 (農地利用計画)、計画達成の手段(利活用事業等)
	基盤整備の状況、基盤整備に係る生産者の意向	基盤整備 新たな基盤整備をする園地面積の目標	基盤整備の計画、計画達成の手段(利活用事業等)
	品目・品種別の栽培面積、生産量、産出額（うち認定農業者） 品目・品種転換に係る生産者の意向	優良品目・品種への転換 品目・品種別の生産量、産出額の目標（うち担い手分） 改植等の目標 生産技術の向上 生産技術向上の目標	品目・品種の改植等の計画、計画達成の手段(利活用事業等) 生産技術向上の手段
その他	品目・品種別の労働時間、労働力保有状況	労働力の確保 労働力調整に係る目標	労働力調整の手段
		環境保全型農業の取組みに係る目標	環境保全型農業の手段